四街道市物品等一般競争入札公告共通事項(電子入札用)

制定:平成22年1月1日最終改正:令和元年7月1日

- 1. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 四街道市入札参加資格者名簿に登載されている者。
 - (2) 四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を物品・委託の発注を行う公告日から物品・委託の入札の日までの間、受けていない者。
 - (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該物品・ 委託の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手を不渡りした者。
 - イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がされていない者。
 - ウ) 民事再生法(平成11年法律第255号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者。
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、 国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2. 入札参加資格申請書及び設計図書等に関する事項
 - (1) 入札参加資格審査申請書の入手

入札公告に示す配付期間に、ちば電子調達システムの入札情報サービス(以下「入札情報サービス」という。)によりダウンロードすること。

(2) 設計図書等の入手

原則として、入札公告に示す配付期間に、入札情報サービスよりダウンロードして入手 すること。

- (3) 設計図書等の閲覧
 - ア)設計図書等(図面等については抜粋する場合がある。)については、入札公告に示す 閲覧期間に入札情報サービスよりダウンロードして閲覧することができる。
 - イ)設計図書等の全部については、入札公告に示す閲覧期間(午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に、入札公告に示す場所及び方法で閲覧することができる。
- (4) 設計図書の質問及び回答
 - ア) 設計図書等に対する質問は、入札情報サービスよりダウンロードした質問回答書により、入札公告に示す質問締切日時までに入札執行課にメールで送付すること。 ただし、入札公告にメールによる提出以外を認めた場合はこの限りではない。
 - イ) 設計図書等に対する回答は、入札情報サービスにおいて入札公告に示す質問回答期限

までに回答を公表するものとする。

ただし、入札公告において上記以外の方法による公表を認めた場合は、この限りではない。

3. 入札参加資格に関する事項

- (1)入札参加資格申請方法
 - ア)入札に参加を希望する者は、「物品・委託一般競争入札参加資格確認審査申請書」及び一般競争入札参加資格確認資料をちば電子調達システムの電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)の添付機能を利用し、電子入札システムにより申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - イ)電子入札システムによりがたい者は、四街道市電子入札システム運用基準(以下「運用基準」という。)により持参にて提出し、入札参加の申請及び資格の確認を受けることができる。
 - ウ)提出した書類に関し、入札執行課から説明を求められた場合は、それに応じなければ ならない。
- (2) 入札参加資格の確認通知
 - ア)入札参加資格審査申請者に対し、入札公告の入札参加資格確認審査の結果通知日まで に電子入札システムにより確認結果を通知する。ただし、入札参加資格の事後審査型に ついては、入札参加資格の基本的事項を確認した結果であり、全ての資格要件を確認及 び承認したものではない。
 - イ)入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、入札参加資格の通知を送信された日から7日以内に入札執行課に書面を持参して行なわなければならない。

入札執行課は、説明を求められた日から7日以内に書面により回答する。

4. 入札書の提出に関する事項

- (1)入札の方法
 - ア)入札は、入札公告に示す日時・場所により執行する。

入札情報サービスにより入札書及び入札金額内訳書(入札公告により提出を求められているとき)をダウンロードして、電子入札約款に基づき、入札に参加すること。

- イ)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。
- (2) 入札金額内訳書

入札金額内訳書に記載する金額は、入札書の入札価格と対応させること。 提出された入札書と入札金額内訳書の合計金額とが異なる場合、入札を無効とする。

5. 入札書の無効

無効となる入札は、一般競争入札用入札約款第5条各号または四街道市電子入札約款第6条 各号に定めるとおりとする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

6. 事後審査型による落札者候補者の決定

- (1)事後審査型一般競争入札において、予定価格の範囲内で入札した者のうち、契約の目的 に応じ最低または、最高の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 同額の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじを実施して落札候補者の審査順位を決定するものとする。
- (3) 次条第3項による審査の結果、落札候補者が失格となった場合は、予定価格の範囲内で 入札した者のうち当該失格者以外で最低又は最高の価格をもって入札した者を新たな落 札候補者とし、次条により落札者が決定するまでこの規定による方法を繰り返すものとす る。

7. 落札者の決定

- (1)入札を行った者のうち、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人者以上あるときは、直ちに入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- (3)事後審査型一般競争入札において、第3条第1項の書類等により資格審査を行い、その 結果、落札候補者が入札参加資格を有すると認めた場合は、その者を落札者とする。

8. 異議申立て

入札した者は、入札後、設計図書等及び契約条項について不明を理由として異議を申し立て ることはできない。

9. その他

- (1) 入札参加者は、公告及び関係書類を熟読し、入札に参加すること。
- (2) 資格確認資料作成説明会及び入札説明会は実施しない。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。

なお、公表し、また無断で使用することはしない。

- (4) 契約書、一般競争用入札約款等の入札・契約に係る関係書類をホームページの「入札・契約関係書式」より確認し、入札に参加すること。
- (5)納期・委託期間等は事情により変更することがある。

<u>附則</u>

この共通事項は、令和元年7月1日から施行し、同日以後に入札公告をし、かつ、令和元年1 0月1日以後にその履行期限が到来する契約に適用する。